

## 第4回 北見市住民自治推進交付金制度検証会議 会議録要旨

◎日 時	平成26年4月21日(月) 午後2時00分～午後4時30分
◎場 所	北見市役所 北2条仮庁舎別館 2階 第2会議室
◎出席者	検証会議：中岡座長、宇山副座長、金山委員、嵐委員、谷井委員、中川委員、 小川委員、井上委員、倉本委員 事務局：伊藤市民環境部長、滝沢市民環境部次長 高谷市民協働推進担当係長、中原市民協働推進担当

### 1. 開会

(伊藤市民環境部長) みなさん、こんにちは。  
本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。  
ただいまから、第4回北見市住民自治推進交付金制度検証会議を開催いたします。第3回目の会議では、市民アンケートの集計結果についての意見交換と第2回会議まで意見整理と論点につきまして話し合っていました。第4回となります今回は、論点について各委員の皆さんに聞き取りさせていただきましたことを中心にご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。  
  
それでは、ここからは、中岡座長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(中岡座長) みなさんお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。さっそく、会議に入らせていただきたいと思います。まず事務局より本日の出席委員につきまして、報告をお願いいたします。

(滝沢次長) 本日の出席委員数は、9名中、全員出席でございます。北見市住民自治推進交付金制度検証会議設置要綱第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

## 2. 資料の説明について

（中岡座長）

ありがとうございました。第4回の会議ということで、当初なら第4回でこの会議が終わるということでしたので、本来はこの場で終わる、一応第5回の会議を用意しておりますが、実質的な審議は今日だけとなりますことを理解していただいて、なんとか皆さんの総意を取りまとめていきたいと思っております。あらかじめ、座長としてお願いしておきたいことは、短い期間で回数も少ない会議ではありますが、一応正式な委員会として進めてきましたので、そういう委員としての責任としては、この会としての合意を取り付けて報告することです。多分、細部にどんどん話が進んでいくと、それぞれお考えが微妙に違うということはあるとは思いますが、その意見に固執して、自分はこう思うとずっと貫くと、報告書の中ではこういう意見があったということの羅列になってしまって、これは、アンケートをやることとたいして変わりません。ですから、それぞれ委員の皆さん、全体の合意を取りつけるのだということを念頭に置いていただいて、このことは、自分の思ったことを言うなということではなく、自分の思ったことはどんどん主張してかまいませんが、皆さんの合意を常に取りつけるという事を念頭にお話いただければと思います。結局、皆さんが座長のような気分で、この会議に臨んでいただければ、今日でほぼ全体の合意が取りつけられるかなと考えております。その点、よろしく願いいたします。

では、さっそく審議に入っていきますが、この具体的な資料の説明の前に1点、非常に重要なことで確認しておきたいことがあります。検証委員会が開始の段階では、住民自治推進交付金制度というものを廃止していくのか、存続していくのかという、こういう大きな疑問からスタートしたわけですから、それに対する方向性を明確にしなければ議論が混乱すると思います。私が今まで各委員の意見を聞いたり、市民アンケートの結果を考えると、その制度そのものは、廃止縮小ではなくて、存続充実という方向で進めるべきものではないかと理解していますが、その点に関して、そうではないとい

うご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。その基本的な姿勢でよろしいでしょうか。わかりました。それさえ皆さんでまず合意できれば、後は具体的な内容の詰めですので、本日の審議に入りたいと思います。

ではさっそく、まず資料説明の方で事務局の方で用意いただいたものがありますので、まず説明をいただきたいと思いません。

---

(事務局) **【資料1 未設立地域のアンケート結果について説明】**

---

(中岡座長) 資料2については、すでに配られている資料なのですが、今日の議論に必要になりそうなので、改めて配布していただきました。現時点での住民協働組織の設立要件です。まずは、今の資料1に関して、これを見ると上のほうは各地区の一番代表的な意見を黄色でマークしていますが、一番下に北小学校区の14のところ、これは黄色になります。下はグラフで示したものです。これを見るとほぼ、いずれの地区も住民協働組織が設立されない理由は大きく2つあって、1つは地域がまとまらないからである。これが圧倒的多数ですね。その次が、住民協働組織が知られていないからである。こういった意見が主だった意見かなと思います。あくまで、前回事務局から説明いただいたものの確認の資料なのですが、あらためてこの資料に対してご意見ございますか。

---

(宇山副座長) 確認ですが、この資料は前に行った無作為のアンケートの集約から出したものですか。

---

(事務局) 違います。これは、町内会長を対象に行ったアンケートから出したものです。

---

(中岡座長) これ、お聞きした対象者は、どういった人なのですか。

---

(事務局) 各小学校区の連合町内会長及び単位町内会長です。

---

(中岡座長) 嵐委員、確認のための資料を出していただきましたが、これで十分でしょうか

---

(嵐委員) わかりました。

---

---

### 3. 論点についての聞き取り

---

（中岡座長）

本日の議論の中心について、いくつか意見が分かれるかもしれない、あるいは、合意を取り付けないと報告書としてまとめられないかもしれないということに関して、この会議で全員の意見を一つずつ出していくと、相当時間がかかるので、事務局に事前に各委員をまわって意見を確かめてくれないかというお願いをしました。なおかつ、一枚の表で見やすいようにというようにお願いして資料を作っていただきました。左の方に項目がありますが、特区について、前回第3回で条件緩和を含めて特区という言葉にしましたので、そのまま記載しておりますが、特区についてということが一つ、それと推進していくうえでの担い手の事務局組織ということの観点、そして、アンケート結果にも出ていますが、住民協働組織が知られていないのではないかとということもありますので、市民へ知らせるアイデアはないかということですが、報酬については、私からはお願いしていなかったのですが、事務局からはこのことについても意見をいただきたいということで入れた項目です。こういう大きな4点に関して事前にご意見をお聞きしました。つまり今日、審議する具体的な内容は左の大きく4項目ということになりますが、これでもよろしいでしょうか。ではまず、言葉は名称も含めて後で考えていただければいいのですが、特区について一番枠の上でいくと設立の要件を緩和するという方向は全員マルがついていますが、この点に関しては、いや違うという方はいらっしゃいませんか。

---

（嵐委員）

一つ、最初からマルではなくて、前段である程度の方向性を見極める手当てをしないと最初から緩和ということは、緩和したから設立できるのかということになるので、その前に今まで何故出来なかったのかということと、もう一つはその地区地区でそれを引っ張っていく人がいたのか、いないのか、その辺も確かめたうえで、どうしても緩和が必要だという状況があればそれはマルでいいですよということです。

---

(中岡座長)	先ほどの資料1では不十分だということになりますか。
(嵐委員)	<p>そうですね。</p> <p>実際に担当というか、頭に立って引っ張っていく人が、その地域にいるかいないかの探りを入れる必要があると思います。</p> <p>私の項目にあるリーダーがというところですが、この意味は、この制度を説明して、前向きに考えていくリーダーの立場の人、そういう人がいるか、いないか。</p>
(中岡座長)	それはとても重要な要件ではありますが、条件を緩和するかどうかということでは、少し違う気もしますが。
(嵐委員)	条件緩和というところまでいくには、今いったことを経て、その後、
(中岡座長)	リーダーがいるか、いないかということが緩和条件に関係するということですか。
(嵐委員)	<p>関係しません。リーダーがいるか、いないか、いなければ養成してその人が出てくるかどうか、ということは、この組織をぶつけた時に、前向きに考えてやる人がいるのか、いないのか、非常にリーダーというのは大事だと思います。どれだけ大きな組織であっても、リーダーが2人、3人とまとまれば、引っ張っていけるのではないかと。今までの設立の状況から見てきますと、どうもその辺がポイントだと思います。</p>
(中岡座長)	でも、それに関しては担い手についてという第2の協議事項に大きく関係していきそうです。要件緩和に関して、基本的にマルで進んでよろしいですか。
全委員了承	
(中岡座長)	<p>具体的には、どんな条件を緩和しましょうかということ、結構意見はバラついていますが、ここに記されている補足説明、あるいは、少し言った主旨とは違うという事があればご発言いただきたいと思います。</p> <p>最初に私は、ここに書いている趣旨のことをお伝えしましたが、2つ大きく違うということは、現在の小学校区を前提とした条件を緩和するといった話と、地域区分そのものとは別な視点でこの協働組織というものを認めてあげるということで前回お話しして、そのように大きく違いますね</p>

とお話しましたが、全体のご意見を見るとそこにちょっと絡んでくるのは倉本委員のところ②に関してはちょっと引かかってはくるのですが、私はちょっと②は先を行き過ぎていたかもしれないと思っています。まずは現在の小学校区域の中で全ての小学校区に協働組織が立ち上がってから考えても遅くはない話なので、今、②の話を持ち出すよりは、①に徹してみなさんで合意していければということをお話ししたいと思います。倉本委員はどうですか。小学校区とは全然違った形でやってもらいたいということですか。

（倉本委員）そこまで強くということではなくて、なかなか立ち上がらない地域があればということで書いてあります。

（中岡座長）他はどうでしょうか。  
大胆な意見は中川委員ですがいかがでしょうか。

（中川委員）もうスタートしてから5年が経っております。みんなスタートの時点では同じ条件できたわけですがけれども、今、設立していないところが実際にありますから、何回も言っておりますように、中心部は住宅地というのは基本的に都市計画区域の用途地域の色分けでは、まちの中心部は商業地域が多く、中心部から離れた周辺に住居専用地域が広がっているということが分りますので、商業地域が多い中心部が空洞化しているということは全国の他都市でも同じような状況だと思います。中心部は都市化して人と人との結びつきが非常に薄いところ、今、このように設立されていないところに符合すると思うのですけれども、真ん中の中央は。こういうところと一緒にという現状です。それと、町内会に加入していない世代がこの設立されていない小学校区では5割・6割ぐらいしか加入率がないということと一緒にです。さらに全体で見れば連合町内会の組織率は半分しかありませんから、708の町内会のうち371、未加入が337で、連合も設立されていないところが半数だということで、もう5年も立ってこの中心部に近い東・西・南・北・中央の地域は、当初から設立は難しいだろうと考えられていました。であれば、ここを1つにまとめて、

今の要件で設立してはどうかと、ただ、逆に言えば、要件緩和ということになり、それが1点で、その後、本来のエリアごとでまとめれば分割してもいいという道だけは残しておいて、ここはとにかく合意形成が難しい地域ですよということと、色々な施設が点在して住宅地という体をなしていないという場所ですから、いくら努力しても合意形成は難しいと感じますので、一つのエリアとして組織を作るということで、いつまでも時間をかけても無理だと思います。というのは極論かもしれませんがそういうことです。2点目はその、中央部以外のところで設立されていないところは周知の問題もあるかもしれませんが、設立が難しいのであれば、一般的な考えとして要件を緩和して、基準を下げて設立しやすくしてあげたらどうかというのが私の意見になります。

（中岡座長） 最初のご意見の東・西・南・北・中央の5つの小学校区を統合してスーパー小学校区をつくとすれば、一層設立は現状の要件のままであれば難しくなると思いますが。

（中川委員） そうですね。難しい点もあるかもしれません。

（中岡座長） エリアが広がれば広がるほど大変な苦勞をする気がしますがしますがけれども。

（中川委員） それで、その要件緩和を入れるか入れないかという2段階で考えてはどうかと思います。

（中岡座長） 区域は細分化すればするほど設立しやすいような感じはしますが。現状のままで条件を1/2だとか1/5にすれば、ものすごく設立しやすいのは確かだという気はわかりますが、やはり大きくした方がいいというその考えがよく分らない。似たような地区だというのなら分りますが。

（中川委員） そうですね。極論かもしれませんが、これ以上進まないと私は見えていますので、それなら1つで考えたらという発想です。

（嵐委員） 住民協働組織自体が、発足の時にこういうことが出てくるなという予測はつかなかったのですか。今の時点で、大きな問題ですけれども、中央は無理だというもう結論に近いものが出てきていますので、どうしてもそれもこの住民協





---

くパターンにつながっていくのではないかと考えております。

---

（中岡座長）

前回までも、一応これまで続けてきた小学校区はやはりベースに考えましょうかという方向はある程度出てはおりますが、そうではない方法はどうかという意見が今、出ましたが、小学校区を細分化していくということが部長の話にあったと思いますが、条件の方に移りましょうか。設立条件の中で、中川委員からは今の1/2から1/5までいっきに下げるとのご意見ですが、この辺に関してご意見はありますか。あと、今の部長の発言の中には1つの小学校区の中に複数の組織が立ち上がってもいいというような趣旨のご発言がありましたけれども、その点に関してもいかがでしょうか。最終的に1つの小学校区としてまとまることを念頭に置くのならば、あまり複数立ち上がるのもどうなのかと思いますがいかがですか。

---

（谷井委員）

設立されていないという理由の中に、地域がまとまらないことや住民協働組織が知られていないということがありますが、それを見ると要件というのはあまり影響していないという感じがします。ということは、要件をどんどん変えてもあまり影響はない。だから逆にまとまらない理由と周知するその2つをある程度解消していけば、だんだんいい方向にいくのだろうというのは、なんとなく予想はつくのですけれども、周知の方はある程度色々方法はあるとは思いますが、まとまらないということについて、さきほど、1つのところから2つ希望が出て、動きがあるのであれば統合してやってもらうというのが一番いいと思います。ですから、要件をあまりぎちぎちに例えば1/5にしてもそれが縛りになってしまう可能性もあるので、もう少し幅を持たせて、例えば1/2以下でもいいとかもう少し緩やかにして、ある程度設立を促すような方向でいいのではないかと、あまり、もともとハードルの高低差でなっていることではないので、できたら、ある程度条件の方は幅を持たせるような形で十分ではないかと思っております。

---

---

（中岡座長） 要件緩和が必ずしも設立にあまり影響しないという、そのご意見があまりよく分らないのですけれども、今の要件でいけば、その小学校区に絡む町内会が半数以上合意してくださいという条件を下げれば、少なくとも一部の人達だけで動き出せるから、設立しやすくなる。

---

（谷井委員） それは、間違いなくそうなのですけれども、ただ、それをやったにしても、やる人がいないとどうもならないので、だから、やる人がいるという条件で、ハードルを下げるのだから、あまり、数にはこだわらなくてもいいのかなと思います。

---

（中岡座長） やる人の話は次のことになりますが、例えば、現状だったら一部の人が、1人なり複数2人なりの人が、やろうよと言っても、その小学校区の中の町内会の半数の同意が必要になりますよね。そうなるとすごく難しいけれども、それが1/2、1/3の人の同意があればとしたら、そのやる気のある人はすごく動きやすいのではないのでしょうか。

---

（谷井委員） 要件を緩和したらダメだとかそういう意味ではなくて、やる時にその新たな条件が新しい条件となってしまうから、それをあまりギチギチにしてしまうと同じことの繰り返しになってしまう。どうしても出来ないエリアを想定すると条件をどんなに緩和していても難しいエリアもあるわけだから、条件というものにあまり固執しないで、やりやすいくらいの条件のもので、絶対として考えないである程度上下できるように考えたらいいのではないかと思います。

---

（宇山副座長） 条件緩和で、出来なかったところが出来るようになるというのは安直すぎるだろうというのは分ります。根本はそこではないと思っております。要するに必要ないだとか考えている町内会もあるのだろうと、市が実施した町内会の実態調査アンケートでは、ほとんどが現在の活動、単位町内会のみや連合町内会での活動がのぞましいと回答している。大きな協働組織のような規模の活動が望ましいと回答しているのは非常に少ない結果となっている。というようにこの資料を見る限り、要するにまだのらないのですよ。

---

今の活動のこの規模で十分なんだという結果を見て、この会議に参加しているものですから、自治連として反対はしておりませんが、協働組織のことを理解していない町内会もある中で推進もしておりません。あいまいだという声もあります。一番妥当だろうと思っております。協働組織についてはまだまだ理解している町内会が少ないと思いますので、もっとゆっくり時間をかけて勉強したり話し合ったりする時間を与えていったほうが言いと発言させていただいたわけで、条件がこうなったから増えるのではないとか、中にはあると思いますが、やはり本質的な部分というのはあるので、これは我々検討委員だろうが本質について町内会の人達に無理やりこの制度を押し付けることは出来ないことですから、だからそのためには時間がかかるかもしれない。5年経ったというけれども、5年経って8つですよ。でも、そのうちの4つというのは郊外の地域で非常にまとまりのあるところでもありますので、今度9、10個目ができるのは、まだまだ時間がかかるのではないかと私はふんできます。また、それが妥当ではないかというふうに考えております。なんといっても町内会は任意団体ですから、入ったって入らなくったっていいわけですから、ましてや今まで町内会に入っていない人達を一生懸命、少なくとも町内会に参加してくださいという呼びかけを私たちはしているわけですが、なかなか「うん」といってもらえないところが多いわけですから、そういう中で、条例化して組織を作るというのもありえない訳です。住民自治ですから。ですから、時間をかけてゆっくりとお話をするところはお話をする。呼ばれれば行ってお話をする。そういう中で、あまり話せることは無いというのが私たちの考え方ですし、自治連としても町内会がほんとは納得、理解した中で進むのであれば、それはいいですけども、私たちはそれを説得して進めようとは思っておりません。

（中川委員）

町内会長さんにお聞きするとおそらくそういうように返答が帰ってくると思います。ただ、町内会は現実、長寿社

---

会といわれていまして、今出来るけれども10年後はどうか。と、今の役員さんで出来るのかというのは、皆さん抱えている問題だと思います。それと、今日的な問題を全て町内会で解決できるのか。今起きていることを。孤立死ですとか、防災や防犯の活動は単位町内会で出来るのかだとか、いくつも昔の時代とはうって変わったような様相の新たな課題、それから全市的な地域の課題が勃発しているわけですから、それは、今までの町内会だけでおやりになるのですか、それともネットワークを作ってやるのはどちらがいいでしょうかという問をすると、また、別の考えの方もおられるのですけれども、町内会長さんに聞くと、話は元に戻りますから、そういう考えが出てくるだろうという感想は持ちました。

---

（小川委員）

先日、事務局から文書が来た中で、議題として3番目に住民協働組織の市民への周知についてとなっていました。私は、当然これは1番目にきて話が入ってくるのではないかと思います。今、一番問題なのは、住民協働組織の市民への周知をどこまで周知するのかということが一番最初のところで問題にするべきでなかったのかなと思いました。そして、もう1つは、聞き取りである私の意見ですが、ほんとに中央小校区の場合はドーナツ化現象で、仕方なく私は一歩踏み込んでどうしてもやらなくてはならないということをここで発案されるのであれば、こういう形しかないなというようにして一歩進んだ形で出しました。今、町内会長というのは、だいたい2年単位で代わります。かなり引継ぎをきちんとやっていかないといつまで経っても途切れていくのではないかと思います。

---

（中岡座長）

議題の進め方が疑問だということになりますか。最初のお話は。市民の周知の方法がある意味内容よりは独立した話なので後になっておりますが、今日、触れるということではいかがですか。

---

（小川委員）

これから触れるのであればよろしいです。

---

（宇山副座長）

中川委員の町内会長に聞けばというけれども、嵐委員が言ったようにリーダーだとかとなった場合に、現在、町内会

---

---

長になっている人がどちらかというリーダーとなるので、町内会長がそのような答えを出していることも重要視していかなければならないだろうと、町内会長に聞けばそういう答えしか出てこないのだという、そういう短絡的に考えるのではないのだと、やはり、町内会長はおそらくそういう場面になった時には、俺が立ち上がらなければならないのだと、そうすると俺はやる気は無いなという答えが出てきたのかもしれないし、ということも深く見ながら考えていくと動かないのではないかと結論が出てしまいました。

---

（谷井委員）

アンケートを実施した立場と市民アンケートの内容を見て感じたのですけれども、市民サイドでは必要性もしくは充実させていくという人が7・8割いるということと、町内会長に聞くと、まず自分のところという姿勢それは結構、今の状況を見ると、私はその結果は当たり前ではないかと思っています。それは、一般市民から見ると、協働組織でやっていることは必要だということは重々わかっているが、町内会長の立場で言うと、そういうことをやるのが大変だということを知っているわけで、ですから、町内会長さんに聞いたら大変だから、まず、身内を固めるといふ発想になると思います、ただ、現実問題としては、住民協働組織でやっていることは機能としては必要だと一般の方は思っているわけで、それを町内会として提供することは実質できないというように思います。であれば、地域のニーズというのは一番にくるわけだから、それをどうしたらできるかという時に、それは町内会ではダメだから変わってきているわけなので、そういう視点で町内会の役割というのが変わってきて、そういう機能を提供するのは別の組織だということになっていけば、住民の理解は高まってくるのではないかと思います。だから、そういうことをPRしないと町内会長がすべてやるとしたら、必ず地域の方は、それは勘弁してくれという形にならざるを得ないと思います。そういうものを代行するようなもの、中岡座長の意見にも町内会の日常の支援も必要ではないかと

---

---

ありますけれども、そういう機能を別に持たせないと、町内会で賛成というのはなかなか難しいのではないかと思います。

---

（中岡座長）

今、議論していることは、この交付金制度が基本的に充実させていきたいと思います、存続させていきたいと思いますというのを当初確認しました。それでは、設立しやすいように現状の条件をどう緩和しましょうかというのが今の議論のポイントです。そこに焦点を当てた話をしないと、どんどん話が広まっていきますから、人材とかそういう話はその次のステップとして、条件をどう緩和しますかということに絞り込んでいきたいと思いますが、金山委員のここの文言だけ見るとこれは、条件緩和より厳しいハードルという気がします。その辺補足はありますか。

---

（金山委員）

これは、下の方に住民協働組織設立に向けた方策と関わってくるのですけれども、下の方の連合町内会、単位町内会、の2つ以上、PTA、子ども会、推進会も必ず入るというように書いてありますが、これが、制度の緩和方策なのですが、これは、設立前の準備会を行ったうえで、住民協働組織立ち上げの時には、連合町内会もしくは単位町内会の複数、PTA、子ども会、推進会が入った協働組織を立ち上げるということをお出ししたつもりでした。

---

（中岡座長）

資料2でいくと、③にその話が出ていますけれども、この中で半数以上という縛りを2つ以上というように緩和したらどうかということですか。連合町内会と単位町内会は2つ以上で、PTA、子ども会、推進会は必須なのですか。

---

（金山委員）

そうです。やはり、小学校区域に分けるということは、前提は小学校区域なのですけれども、小学校区域というのは変えずに、その中で、町内会、連合町内会は複数入っているということなので、連合町内会が入るのであればそれで、もしくは、町内会が複数プラス PTA など今まで既存の団体は必ず入る。で、他の団体や企業等は小学校区域の組織を立ち上げる他の PTA や子ども会と同じでいいのではないかと思います。

---

---

（中岡座長） 前段の方の公的課題とか必須事業っていうこの点はどうですか。

---

（金山委員） 公的課題というのは、もともと協働組織の指針を配っていただきましたが、その中で、協働組織という自体のどうして必要になったかということが書かれている中では、公的課題というものを行政と市民とが負担が無いような形で作り上げていくというような形で書かれていましたので、今は花見だとかお祭りだとかがメインになってしまっていて、町内会でも出来るというように言われてしまっていますが、そうではなく、もともとの指針を基にして協働組織というのはこういうものだということを明確にすることが最も大切なことであって、それを掲げたうえで組織を設立するということが大事なのではないかと思います。

---

（中岡委員） それは、ハードルを上げるということにはならないですか。

---

（金山委員） ハードルを上げるというのではなく、本来の形に戻るということではないかと思いますけれども。一番はじめにいただいた資料の中にも、平成19年度北見まちづくり協議会答申というのがあって、地域のコミュニティのあり方というものがありますが、その中には地域住みよい会の役割、これは協働組織のことだと思ったのですけれども、防犯パトロールなどの公益的活動の実施や高齢者宅の除雪など小規模団体では解決できない課題の解決や防災訓練、災害時援護者への対応など地域防災活動、住民センターなど地域拠点施設の自主運営などがあり、その一番最後に様々な団体の交流により自分の団体を見つめ直すきっかけづくりとありますが、今、進めているのは、この地域性豊かな活動紹介の中でだいたいの組織が活動されている内容がこの交流による自分の団体を見つめ直すというのが、だいたいのなのかもしれませんが、本来は防犯パトロールなどがメインで協働組織が立ち上げられているのであれば、それを根幹に置くことを協働組織の設立の要件にするのが、分りやすいのではないかと思います。

---

(中岡座長)	それを前面に出すと、現在の住民協働組織そのものの活動の見直しということになりますか。
(金山委員)	そうですね。
(中岡座長)	それは、大事ですね。要件緩和というよりは、この協働組織活動そのものの見直しという大テーマになります。
(金山委員)	もちろん、今、協働組織立ち上げている方々の70%近くは、今やってきてよかったというアンケート結果が出ていると思うので、組織はそのまま、もしかしたら良いのかもしれないませんが、今やっている組織も含め、そういったことを見直すということも今、立ち上がっていない地域をどのように立ち上げていったらいいかということも含めて、いいきっかけになるのではないかと思います。
(中岡座長)	今のところ、条件緩和という意味では、具体的に中川委員から、1/2を1/5にというような緩和しか明確には出ていないのですが、どうでしょうか。他は。
(嵐委員)	資料1のグラフを見ますと、一番最近の調査の結果だと思うのですが、この中身ですが、今の住民協働組織の条件がこの中に出てきていない。要するに組織を作るには町内会でどうなのかといったような具体的な話が出てきておりません。大きく出ているのは、地域がまとまらないから、住民協働組織が知られていないから、この辺が大きく出ています。ということは、この地域にこの制度が浸透していない。理解されていないという見方も出来ると思います。だから、そこでまずやることがあるのではないかと思います。条件緩和をする前に。多分条件緩和してここにぶつけても、自分のところで出来るというところはないと思う。
(中岡座長)	地域がまとまらないからという意見と設立要件が厳しいからというのは、かなり、似かよっていませんか。
(嵐委員)	そうですね。
(中岡座長)	ですから、別物ではなくて、やはり、要件を下げれば全体の合意を取らなくても一部の先進的な人達が動き出せます。



---

（金山委員）

地域がまとまらないと設立要件が厳しいからが似かよっているということに関連して、住民協働組織が知られていないから設立要件が厳しいかどうかはわからないということも関連しているのではないかと思います。ですから、パーセンテージが低いからといって設立要件が厳しいからということはないと思います。

---

（中岡座長）

全然前に進みません。冒頭に言ったように、この会議としての方向性を進めなくてははいけません。再三、繰り返しますが、この制度を充実させましょう、条件を緩和させましょうという主旨で今、議論していますから、いくらやっても設立しないという話をここでしても議論は進みません。ここぐらいまでは条件を下げてもいいのではないかと、いう合意点を見出したいのですが。

---

（谷井委員）

私は、準備委員会制度みたいなものでどうかと、それは要件緩和というよりも、まずその地域で協働組織ができたらし、こういうことをやるというような、モデル事業的な意味合いで考えたのですけれども、そういうものを希望者が集まって数人でも、要件はあるとは思いますが、あくまでも住民組織だからという位置づけでまずやってもらう。で、そういう事業に住民サイドの方が色々参加していただくような、そういう形が大事なのではないかと思います。それは、自分のNPOでもやっている例えば、柏泉町内会でやっている除雪もそうですし、健康づくり事業もそうなのですけれども、やっぱり最初というのはどうしても何をやるのだらうというような形でありますから、でも、2回、3回と繰り返していくうちに、あれはいいものだということになっていきます。見ていると。だから、そういうことを着手する。何かテーマを決めてやっていくということが大切なのではないかと思います。協働組織の準協働組織的なイメージのものでまず動かす。その要件については厳しくせずにやれるように、その地域でやってみたいことがある、動きのあるところにやっていただくというような形でまずやってみるということだと思います。

---

- 
- (中岡座長) あくまでも、内容中心で町内会の数の縛りとか、そういうものは考えないでというのが谷井委員の考え方ですね。
- 
- (谷井委員) そうですね。あまりそこで最初からやってしまうと、なかなかやりにくいし、まず、1回体験というかそういう形のものがいいのかなと思います。
- 
- (中岡座長) 準備会のような位置づけということは、将来的には小学校区内の現状の条件を満たすように進めてほしいということ。
- 
- (谷井委員) そうです。ですから、ある程度3年とか5年を目途に移行していくという形でやっていただくということです。
- 
- (中岡座長) となれば、3年後には、1つの小学校区の中の半数ぐらいの同意が得られる見通しということになれば、単位はどうでもいいという話にはならなくて、やはり、1/3、1/4でスタートしなければ、3年とかの間に本来の形にはならないと思います。
- 
- (谷井委員) その時の何分の1が何を基準にするかということになりますが、町内会の数の1/2というのが、仮に1/5だとか1/10で取るのであればそれでいい。だから、その数字にはあまりこだわっていません。とにかくやれる数字で出すということだと思います。
- 
- (井上委員) 私の地域でいうと、まず地域で何をしたいかと、役員会で色々話をして、それによって役員が地域に下ろして、何をしたいのかということで、たまたま、NPOの力をかりて波及してきていますが、地域には地域の事情があると思います。地域の事情というものを勘案してもらって、それが1つの条件緩和にもなるだろうと思います。そして、例えば、川の問題ですけれども、線をつながる事業としては小学校が違う町内会ともつながってくるということもありますが、そういうことも認めていくとか、それから、こういう事業というのは町内会で色々話し合ったり、事業をやっている中で話しが出てきたりとあるので、地域によってそれぞれ事情が違う。ですから、民生委員が入らないとダメだとかじゃなくて、地域が今何を求めているかということをもまず、単位町内会にまかせていただいて、その中から
-

---

やりたいことを行政に相談するというようにして、やっていけないものかなと思いました。条件緩和ってどれを条件とするかということは、一概には言えないでしょうけれども、ハードルを下げるということによってやっていけば、そして、やはり、最初からあれもこれもとやっていると、できませんから、自分達のところで言えば、高齢者の除雪もやった。あと、小町川も防災の関係でやっている、そういう1つの動きから次は何をやるかというそういうことが出てくるので、この制度そのものは廃止しないで継続してほしいということと、地域の事情を十分理解していただいて、やっていければ、時間はかかると思いますが、それぞれの町内会は本当に高齢化しておりますので、5年後どうするかという話も出ますから、条件緩和の中に入れていただけるといいと思います。

---

(中岡座長) 今の、井上委員のご発言では、1つの町内会で登録したっていいのではないかとということですね。

---

(井上委員) 将来的につながっていくものもありますから。

---

(中岡座長) そうですか。随分これはバラバラですね。

---

(宇山副座長) 資料1の中でも、考え方の共通しているところがあるので、もう一度あえて言わせていただきますが、連合町内会や町内会と同じだからと理由がありますが、これも案外無視できないところがあるというところをもう一度言わせていただきたいと思います。本当は同じではないところはたくさんあります協働組織は。それは僕自身はよくわかっております。やはりこういうとらえ方をまだまだしている段階の中では、急いではいけないと言っている訳です。

---

(小川委員) なぜ、住民協働組織という形にしなければならないのか。各町内会の特色を生かしながら、自分たちで色々な条件をつけながら、やっていった方がいいのではないかと考えて、ちょっと飛び越えた感じで、例えば清見町辺りでやっている盆踊りをやったり、飲んだり食べたりのコミュニティを図っていくというようなことが、それでいいのではないかとというような気はします。それから、自分達の活動に付け足していきたいという意見が出てきた段階で、広げて

---

---

いきたいと思っておりました。また、市の人達が説明しなくても、既存の住民協働組織の方たちが説明に来ていただいて話していただければ、スムーズに行くのではないかと思います。あまり条件をつけることをしなくてもいいのではないかと思います。

---

（中岡座長）

小川委員はそもそも協働組織そのものがいないのではないかということでしょうか。

---

（小川委員）

そういうことではなく、やがて、そっちの方につながるのではないかというような気がします。ですから、一番最初に出した私の意見の中の盆踊りなんかだと、つながりのないところもつながっていくのではないかということですが、具体的になると、どこの会場とか打ち合わせをどこでやるとかそういう問題が出てくると思います。その辺が問題だとは思いますが。

---

（金山委員）

阪神大震災や東日本大震災があった後に、この必要性が広まっているということで、北見で盆踊りだとかというのはとてもいいとは思いますが、この地域では大きな地震がないのでそのような案が出てきますが、例えば地震があったときに地域のお年寄りの方がどのくらいいらっしゃるか、そういう方たちも含めて妊婦さんだとかがどのように逃げたらいいのかといったことが、地域がどのように支えあっていくかということがとても重要な問題になると思うので、小学校区域にするのであれば、小学校で話し合えばいいことですし、中心になることを1つ防災だとか除雪だとかということが、とても重要だと思いますが、それで団体がつながれば地域のコミュニティが発達していくという形で十分なのではないかと思うのですが、地域で考えるというのが重要だと思います。

---

（嵐委員）

盆踊りだとか、健康体操だとか、これは今、出来たばかりの組織の中で、全部入っています。ですから、それが外れているわけではないのです。それで、いくら進んでも結論が出ないのですが、条件を緩和するということで、1つの町内会に子ども会があり、それらでやる事業をそれぞれ生かして、いくつできるのか、それらを取り上げて、出て

---

---

くる答えが4つ5つに増えていけば、今の住民協働組織の要件にだんだん近づいていく、それはやっぱり、待ってあげて、2年や3年かかるか分かりませんが、今の条件に合致した時にまとめて1つの住民協働組織として取り上げるということしかないのではないのでしょうか。

---

（金山委員）

嵐委員に関連して、2年3年をゆっくりというわけではなく、1年間準備期間を設けて立ち上げるということに意味があるのではないかと思うのですが、ゆっくり決めていつかは組織を立ち上げましょうでは、話し合う方向がバラついてしまったり、いつまでにやったらいいかということが分らなければ、その話し合い自体が無駄な感じを持ってしまう可能性もあるのではないかと思います。

---

（宇山副座長）

住民組織ありきの発想ではないのですよ私は。だから、そういう発想であれば確かにそうですよね。それは後から出てくるという考え方の方が出来上がっていくのではないかと。ありきでやっちゃうから、行政なんかでも焦りがあるのではないかと、そんなノルマはないといたりしましたが、ありきでなくて、本当の地盤のある町内会の人々が気づき、目覚めなければ、だいぶ前にお話させていただきましたが、こういうことがやりたいというアクションを起こそうとしている地域はできやすいと思います。ゆっくり話せばということも、ゆっくり寝っぱなしになってもそういうふうにしるということではありませんが、私たち自治連としては、年間15・6回研修会を開催して、目覚めてもらう、気づいてもらう、それを持って帰って気づいた地域に対して、協働組織を作ってはどうかとはいいません。いいませんけれども、そのような活動をやっているところに火がつけば、交付金が必要だという話になっていくのではないかということで、そこを待ちましようと言っているだけで、あまりセカセカするような質のものではないと思っています。

---

- (中岡座長) この協働組織の設立要件の緩和といった時に、1番分りやすい議論は、今日出ている資料の設立要件のこれを緩和するというのが1番分りやすいと思います。でも、今のご発言を聞いていると、この現在の要件とは違う観点で、特に活動内容重視でこれを認めるべきではないかと、そういうお考えが嵐委員であり、谷井委員であり、井上委員ですよ。この条件をいじろうということではないのです。そういう理解でよろしいですか。私としてはここの具体的な内容を下げたいのですが、多分、その方向でいけそうなのは、私と中川委員ぐらいの気がします。これは合意取れません。一応、確認してみると、この現行の要件には関係なく活動内容を重視すべきだという方向、これに賛成の方どうですか。
- (谷井委員) この要件の数字は緩和することを私は全然反対でもなんでもなくて、必要なのですが、
- (中岡座長) そういう意見を言っちゃいけません。どうしたら一番いいのかという意見を
- (谷井委員) ですから、それ以前に活動を含めて、そういう条件を入れてもらえればいいと思います。
- (中岡座長) そうしたら、条件が厳しくなるじゃないですか。それだと内容まで審査するという形になるので厳しくなりますよ。
- (谷井委員) どちらかを選択するだとか、数字だけでやると厳しいところも出てくるし、活動だけですと既存のものとあわなく可能性があるのであれば、活動条件を加味してモデル的にやるという視点で、認めてほしいということです。
- (中岡座長) 形式という案件とは別に活動内容を評価するという
- (谷井委員) そういうことが1点あればいいです。
- (中川委員) そうすると、要件を撤廃するという話ですよ。その上でやるということですよ。
- (嵐委員) 当初、私がお聞きしたのは、そういう形でも受け入れる協働組織があるのかということなのです。今の制度を取り外して、行事をあげていった時に、これだったら協働組織で受けられるというのか、そうじゃなくて、別な条件を作ってそれを拾い上げていくのか。当初に聞いたのはそういう

---

ことです。

（伊藤市民環境部長） やはり、市民の皆さんの税金から、上限でいけば北見自治区だけで2千数百万、全部できればですけども、それだけのものを投入している以上、やはり、一定のルールの中でやっていかなければならない。そして、今現状8つの校区に協働組織ができて、そのみなさんは色々な意味で、そういう生みの苦しみがある中で、今の基準のルールに合致したものを作っていただいております。とてご苦労されたということも把握しております。そして、実際ご意見を聞いても、本当に地域のみなさんに喜んでいただいて、みんなで地域の活性化につながっていく活動をしていただいている自負も含めて、僕らも見せていただいておりますけれども、そういうものがあります。今の現行のルールの中で、個別の事業を1つずつ取り上げて、そこで例えば市がいいものだから補助しますとか、例えば、今現状では、1つの町内会がこうしようとしたから、そこに個別に5万円とか10万円とか交付金を出すことが可能かどうかといえ、今はそういうことにはなっていません。あくまで、私たちの思いの中では、やはり、例えば色々な個々には地域がまとまらない、例えば、大きな事業ではあるとは思いますがけれども、それは極端なことをいえば、東西が何キロもあって本来やはり、自治会活動というのは向こう三軒両隣が基本ですから、そこが活性化して、うまくいくというのが僕は望ましい姿だとは思っておりますが、そういう意味で例えば距離が長すぎる状況の中では、なかなか同じ校区とはいえない出来ないのではないかというご意見は頂戴したことはあるわけです。そういう中で、例えば、校区の中の西、東であればまとまりやすいとか、川で別れているところとか、国道で別れているところとか、ある一定のまとまりやすい地域の中で、一定の条件を整理していただければなら緩和しましょうという例もあると思います。また、町内会といっても大小ありますから、400世帯もある大きなところもあるわけで、そういったところも特例としての緩和ということになるのか、いくつかのパターンが考え

---

---

られえると思います。ただ、あくまで、小学校区域が理想だという考え方にたって、私どもこれを進めてきた経緯がある以上、また、市内8つの区域で設立いただいたという実績がある以上、それに向かって、今後条件を緩和してある程度、一回り小さいのができたと、そういうふうになってもやはり、これはこういうふうに決められるかどうか分かりませんが、例えば、3年とか5年の間に、その目標をクリアするという条件があつて、当然クリアすれば1つになりますから、所定の交付金があたります。それがなくすかなくさないか、そういう議論もあると思います。もろもろ色々な考え方はあると思いますけれども。今現在、あくまで、個別の事業や通常であれば単体の町内へ助成するというようなスタイルを考えていたとは事務方としてはございません。

---

（井上委員）

伊藤部長の言うことは、まったくそのとおりで、非常にいい話を聞いて安心しました。そういう考えで進めてほしいと思います。

---

（嵐委員）

議長にお願いですけれども、だいたい、今、部長が言われた形で緩和をどこまで進めるかはここでは出せないと思います。そういう意向だということをお伝えして結論になるのではないのでしょうか。

---

（中岡座長）

この会議では、設立要件を緩和する必要はあるだろうで止めることになります。具体的にどうするかは全て行政にお任せするという、この会議としては大変恥ずかしい結論ですこれは。みなさん、最初に言ったことを全く理解していないじゃないですか。自分の言いたいことだけ言ったってダメですよ。みんなが話して、できるだけ市役所がこういう方向に向くようにと指針まで与えなくてはいけないと、今、てんでバラバラな意見で全くきりがないので、これはこれで止めます。時間がもう後30分しかないので、今日はもう少し時間を30分くらい多くなるかもしれません。この後、2つ3つ方向性を決めたいことがあります。さきほどの緩和要件に関しては、必要だということはこの会議

---



---

では合意して、後の具体的な内容に関しては行政の判断に委ねたいという、そういう方向で取りまとめるということになります。先ほどから少し出ておりました担い手、実際に動いていただく方の話ですが、これが必要かどうか、嵐委員は、これは地域の人がやっていくべきだから、そういう組織なり団体はいらないという意見ですが、他はあった方がいいという意見が大半ですが、嵐委員このあたりはいかがでしょう。

---

（嵐委員）

これは、今回、立ち上げに関わって最終的になんとか立ち上がったのですが、実際にこれを立ち上げる手順を考えて働きかけて、出来上がったのは、ほんの数人なんです。その人達が町内会なり、子ども会なりのトップの人と話をし、こういうことでどうだということ、1つずつ結論を出した結果、半数以上の賛同を得たと、これをただ、該当する人を集めて、研修会をやった、話し合いをやった、それだけでは絶対まとまらない。特定の人が強力に話をかけて、説得をして出来上がった。最終的には委任状をもらって出来上がったという部分もあります。そのぐらい絞って働きかけをしないと、成立しないのではないかと。

---

（中岡座長）

それは、その動きは、中間的なサポートは入ってはいけないのですか。

---

（嵐委員）

かまいません。NPOの方が入ってもいいし、今までそこに入ってこなかった子供会だとか推進会の人でも結構だから、話し合いをしている中で、前向きに意見を言ったり、案を出したりする人が必ず出てきます。そういう人を取り込んで働きかけていく、そういう方策が必要だと思います。

---

（中岡座長）

嵐委員の地区は、嵐さんのようなリーダーがいらっしゃるからできたのではないですか。

---

（嵐委員）

いやいや、私1人でやったわけではないので。

---

（中岡座長）

ただ、旗振り役が何人かいないと、そしてそれに賛同してくれる人が何人かいないと、進まないですね。それがなかなか出来ない地域というのがあるので、具体的に動いてくれるようなサポートする人がいたらどうかという主旨

---

---

	です。
（嵐委員）	それで、段階としては説明会をやる。質問をもらう。こちらの主旨も話す。そんな中で、必ず出てくると思う1人なり2人なり、それはいいことだからと、じゃやったらどうだと、そういう人を取り込んで、新たに働きかけるというそういう方策が必要だなと思います。
（中岡座長）	この話は、そこの地域に住んでいないような組織が間に入って助けるということですが
（嵐委員）	それは構わないです。
（中岡座長）	反対しているわけではない。
（嵐委員）	そうです。
（中岡座長）	助ける中間的な支援機関というのは、行政・NPO・地域と分けていただいておりますが、この辺、微妙に違う人がおりますが、NPOが数として多いですが。
（嵐委員）	これは、例えば行政、NPO、私は地域とっておりますが、この行政、NPOのサポートも必要なんです。側面からのだけれども、主に動いてどうだとやるのは、地域の人には地域の人が説明しないと、サポートに来た人が説明するとなかなか顔を向けない。そういう意味です。地域が中心になってやるということは。
（中岡座長）	行政のサポートがほしいという宇山委員、小川委員、これはどうでしょうか。
（宇山副座長）	それは、最初の段階で、もしもそういう動きが出た時に、事務的な処理をしていく時に、地域の人が動き出したら当然地域にスイッチするべきだという話をしました。地域のことだから地域の人がリーダーシップ取るのは当たり前なんです。
（小川委員）	やはり、私の頭からどうしても離れないのが、中央小学校区はかなり遠い。幸町から山下通りまで行く。東の方へ行くと大通りまで行く。地域の仲立ちしてくれる人はほしいと思います。それは、最後まででなくて、はじめにいてくれるだけでいいと思います。
（中岡委員）	それは、行政の人がいいということですか。
（小川委員）	はじめは、行政の人がいればいいということです。

---

---

(中岡座長)	その理由は何ですか。
(小川委員)	行政の人達が一番知っているのではないかと思います。
(中岡座長)	多分、この問いかけを誤解されている方もいらっしゃるかもしれません。こういう協働組織を進めるうえで、その人達にお任せしようという話ではなくて、それを決めるのは地域に住んでいる町内会の方とか、そういう人が意思決定はすると、しかし実際、活動されてわかるとおり、会議の議事録から色々なことが大変だろうから、そういう大変な部分を請け負うような組織が必要だろうという主旨です。それであれば、要らないという人はいないですね。あると便利だということ。大枠はNPOの方が多いのですが、そういう支援組織に行政が入ると行政の思う方向に行く危険性があるので、出来れば住民側にたった第3者的なNPOの方がいいように感じますけれども。その辺は特に異論はないでしょうか。
(谷井委員)	地域の意思決定を実行に移す時に、直接行政だとなかなか物事を決めにくい、これだけ財政事情が厳しくなってくると直接聞きにくいという所もある。中間的なゾーンでコミュニティビジネスになるかどうかなど一時的に判断する、そういう機能を持ったところが中間にないとなかなか難しくなっているなと思います。そういうやり取りを担うのがNPOになるのか、企業でもいいと思っていますが、そういう形のものが何かしらの関与をしていかないと、地域をまとめ上げて、なおかつコスト的なことも判断してやっていくのはなかなか難しくなっていると思います。それを全て行政職員にやってもらうというのは、たぶんかなり負担になってくるだろうし、いいにくい部分も出てくるだろうと思いますので、中間ゾーンの役割は必要だろうと思います。

---

---

（中岡座長）

では、特に大きな意見の相違はないようですので、これは、ないよりはあった方がいいということで、ぜひ、考えていただくことで、3つ目の間という事で、先ほどもこれを最初に議論すべきだというご意見もありましたけれども、この制度をどのように市民に知らしめるか、先ほどの資料1の方でもよく知られていないということもありましたし、市民アンケートの結果では、極めてやはり認知度が低かったので、活動が知られていないというのは大変残念なことで、これをどのように知らしめましょうかというアイデアをそれぞれいただきました。これに関して補足等ございましたら、まずいただきたいと思いますが。マスコミでの周知、これはある意味当然ですね。ただ、強制させるわけにはいかないなので、取り上げていただくような話題づくりをしなければ取り上げていただけないと思いますが、これはマスコミに頼まなければならないことです。具体的には、私からは、発表会だとか表彰したらという、これは谷井委員とも結構一致していることですが、谷井委員からはさらにプラスアルファをつけるという事も出ておりますが、あとは、ワークショップだとか活動DVDの作成と出ておりますが、あとは説明会を開催する、このあたりでもっとも効果的な方法はなにか。ご意見ありますでしょうか。

---

（嵐委員）

これは設立に向けた働きかけなのですが、既存のいろいろ苦労されて立ち上げられた手順を披露するのと、この制度の具体的な例をあげて集まった人に説明をするということのも必要ではないかと思えます。

---

（中岡座長）

あくまでも説明会ということですか。

---

（嵐委員）

意見交換でも何でもいいです。要するに集まってもらってそこで、制度の具体的な中身と立ち上げる時の体験談などです。

---

（中岡座長）

反対するつもりはないので、もう少し具体的なことをお聞きしたいのですが、誰を対象に誰が行うのですか。

---

- 
- (嵐委員)                   それが、先ほど言ったリーダーになる人もですが、そこが終わったらその周りの人ということで、要するに住民を集めて、具体的な話をすることによって理解していただいた方を説得することになるので、手順としては進んでいく気がします。
- 
- (中岡座長)                まだ少し抽象的ですが、住民集めるといったら10万人集まってしまうので、できるだけ具体的に。
- 
- (嵐委員)                   自分の地域で行ったのは、新年総会が始まりなのですが、そこで住民協働組織に取り組むという説明をして承諾をいただきました。それが始まりです。  
それで、連合町内会を中心とした各団体が集まった中で、自分の町内会の手順を説明しました。
- 
- (中岡座長)                まずは、単位町内会でお話して、連合町内会及びその他の団体に話をして、お話しいただいた立ち上げまでの流れや協働組織の具体的な説明をするという事ですね。多分これはここで出された意見にどれも効果はないという事はないと思いますので、どれも実現したら結構なことだと思います。ちょっと変わったところでは、倉本委員が活動DVDを作るという事ですが。
- 
- (倉本委員)                これは、動画で見るのが一番見やすいのではないかとこの事で、ユーチューブとかもあるので、見ていただけのではないかと思います。
- 
- (中岡座長)                さきほどの嵐委員の言ったような苦労みたいなものがDVDにまとめられると非常にわかりやすいという事ですね。相当意図的に取り組まないと長丁場なので大変だと思います。
- 
- (小川委員)                やはり、行政の方たちから説明いただくと形になると思います。また、実際に活動されている方の苦労話など話していただけるといいと思います。
- 
- (井上委員)                市民環境部が担当で住民協働組織に取り組んでいるという事で、活動されている方だけでなく、行政として、良いか、悪いか言えることもあると思うので、説明いただければと思います。
-

（中岡座長） それは、市の方に申し入れをしたら対応いただけると思いますので、全面的な協力をいただけると思います。  
この辺にあがってきているもの、発表会、ワークショップなど効果があると思いますので、この辺を盛り込んで報告書に記載していきたいと思います。  
最後の報酬についてという項目について、これは、事務局の方でぜひ議論に加えてほしいということで聞いたものですが、どういう意図で聞いたものか事務局から説明いただけますか。

（事務局） ご意見の中で、報酬等について規約の中で認められているもので、この点に関してもご意見をいただいているものです。その中で、8つの組織の中に連絡協議会が出ているところですが、そこに行政側からお諮りして現状26年度予算には計上されておりませんが、みなさんのお考えをお聞きしたうえで市としても今後の方向性を作りたいという事でお聞きさせていただきました。

（中岡座長） 報酬というのは、交付金をいただいた中で、役員への報酬を出せるという決まりになっていると思いますが、これは最初から認められていたものですか。

（事務局） いいえ、これは平成23年度から認めたものです。

（中岡座長） それまでは、役員への報酬は認めていなかったもので、23年度から報酬は認められているようですが、これに関するご意見を聞いたという事で、○、△、×がばらけていますが、これに関する意見をお聞きしたいと思います。

（嵐委員） 自分の地域の立ち上げの中、準備会でもこの話が出ました。この時に出たメンバーを見ましたら、ほとんどが町内会長や子ども会の役員でしたり現在その団体から手当をもらっている。多い人であれば、連合とその他の団体などから手当をもらっている人もいます。そのような中で、住民協働組織の役員もやって手当が出るという事になれば、これは3つからもらう事になる。だから、これはどこかで手当をもらっているのであれば、これはボランティア活動だという事で理解いただければこれは務まらないと、手当に交付金を費やせば事業費が減ってしまう

- 訳ですから、自分の地域はやめにしました。ただし、市外に出るとか、道外に出るとかは実費弁償として認めることにしました。
- (中岡座長) 手当てをもらっちゃいけないのは、協働組織の手当だけがもらってはいけないということですか。
- (嵐委員) それもそうです。ただ、事務をするそのために雇い入れた人は認められた範囲内で支給することとして、それ以外の役職から手当てをもらっているのであれば、その中で活動するべきという事です。
- (中川委員) 私マルの意見ですけれども、町内会役員などで重複してもらっているのであれば、辞退いただければいいと思いましたが、それ以外にだれでも参加できるという事になっておりますので、町内会役員以外の人を排除するという事でなければ、その人が役員になった場合に無報酬という事にはならないと思います。町内会の役員以外になり手はいなくなってしまうと思います。
- (嵐委員) 制度を排除するというのではなくて、団体団体に決めればいいことだと思います。
- (谷井委員) 私はバツになっていますが、少し意味合いが違って、報酬という響きで、地位についているだけで貰えるのであれば問題だと思いますが、実際に活動して色々やるのであれば、それを報酬というのであれば私はマルでいいと思います。実費弁償という形で活動した人、組織を維持するために色々な活動をする方がいるという事であれば加味してあげた方がいいということです。
- (中岡座長) 報酬という文言を使う場合は、やはり何か役だけをやっている場合は報酬で、実費の場合は報酬とは言わないですね。
- (谷井委員) そうですね。報酬という響きが一般的にあるものですから、感じているのですけれども、普通だったら人件費だとか報酬と分けているので、報酬という立場に対して支払うというイメージがあります。
- (中岡座長) 立場だったらダメという事ですね。

- 
- (谷井委員) 私としては実際やっていることが、立場としてやっているのであれば、それは全然いいと思いますけれども、ただ、役職という形の中だけで、というのは、周りの人たちがどうなのかと、報酬をもらっているみたいに思われたら大変だと困ると思いました。
- 
- (中岡座長) でも、そういう役にたったら、意思決定に関わるから実際に体を動かしてなくてもそれなりにご苦勞はされますよね。そういう面倒を見るのが報酬という位置付けだと私は思いますが、役員さんには出す必要はないという考えですか。
- 
- (谷井委員) 名誉職的に支払うのはまずいということです。
- 
- (中川委員) 会長、副会長、会計とか、そういうのはいいという事ですか。
- 
- (谷井委員) そうです。そういう仕事をしているので。
- 
- (小川委員) 簡単に言うと、今までの町内会活動で役員をやっている人は当たっている、それがもし、だぶって他団体から報酬をもらっている場合は、どちらかを削ればいいわけです。
- 
- (宇山副座長) 結構大きな組織体になるので、連合町内会でも手当てはいただいています。それにプラスさせていただいたとしても、仮に協働組織の長になったら、やはり町内会を駆けずり回らなければならないですよね。それはやはり、報酬をもらわなければ大変だと、連合町内会の会長より組織が大きいわけで、いくつもの団体を束ねていかなければならないので、連合町内会は連合町内会で貰って、協働組織でも貰わないとやっていけないのではないかと気もしてしまいました。単純なんです。
- 
- (嵐委員) 実際に長になった人はそんなに動かないです。動くのはその下の人なんです。だから、人でたまたま住民協働組織の役員になりましたと、だけど他から手当ては何ももらっていないと、でもその人に1万とか2万とかそういう手当てじゃなくて、実際に走り回ったガソリン代にしても食事代にしてもその実費を支払ったらいいいのではということです。
-



（中岡座長） 報酬が出せるという、23年度から設けた条項、これを要らないのではという方はいらっしゃいますか。実質報酬を出せないことになりましたが。

（小川委員） 23年度からこういう制度を設けた理由か何かはあったのですか。

（事務局） 協働組織のかたのお話から、地域で活動していくのに役員さんたちは相当な動きをしてお苦勞されていることもあり、実費もちろん出せるとはいえ、実費はどこまで、役員だけでなく、活動者までに及んでしまう可能性がある。どこまでの範囲で実費を出せるかというルール作りもかなり難しいこともあり、役員さんたちの動きというのは地域で活動されている方はそこまで費用弁償してしまうと全て活動費ではなくて実費にあたってしまうことになるので、そうではなくて事業に充てていきたいのと、役員は連携していくにはかなりの動きをされているという事で、内部で検討して改正しました。

現状の制度では、一定の決まった額を設定しているのではなく、団体の中で役員報酬の額や出すか出さないかも含めて、地域の事情も加味しながら、決めていただいています。ですので、現状、出しているところもあれば出していないところもあるという事です。また、報酬という項目で出していますが、おおむね実費弁償的なことで役員さんたちに出しているような決まりを作りながら出しているところもあります。年間でいうと5千円から1万円程度で、実費で出すとそれ以上のものになってくる可能性があるような中で、低額ですけれどもそのような扱いをさせていただこうとしたところです。23年度からは。

（中岡座長） 制度の廃止を訴える方はいらっしゃいませんか。これは、残しておいて、現状のとおり各地域で判断すればいいことでしょうか。

全員了承

（中岡座長） その他に関して、中川委員から余剰金の取扱いについてというのがうかがっておりますが。

---

（中川委員） 収益事業をやって、別途利益が出るという訳ではなくて、交付金だけでやっていって、経費削減の努力をして余剰金が出た場合は認めるべきだと思います。それを行政が吸い取る形になるので、それはいけないと思います。それと実際に繰越金があれば、4月の下旬の交付金まで空白の期間となりますので、前の事業はできなくなり、誰かが負担、仮払いみたいになるということになりますし、4月に総会もできないので、繰越金は自らの努力によって余剰金が出る場合は認めるべきだと思います。

---

（中岡座長） 現状の規定では、その年度で余った事業費は市に返納することになっているがそうしないしてほしいという事ですね。一生懸命コスト削減した結果残っているのか、何もやらないで余ったお金なのか。

---

（中川委員） 当然、組織の中で、会計監査なりが見ているでしょうし、その収支、報告は行政の方でも見るでしょうから、ただ、悪意で見るのか善意で見るのかという話になりますので、行政は善意で見るという事になると思います。

---

（中岡座長） 最後の余ったお金の性質を監査が入ってみるという事ではないですね。それぞれの組織を信用してということですね。

---

（谷井委員） それに関連して、基金的なものを認めてもらって、例えば防災なんかでいくと何かを作ろうとした時にある程度100万なら毎年積み立てていこうということで、目的をもって積み立てていくものを認めてもらおうと、それは余剰金ではなくて3年後なら3年後に使うものとして認めていただきたいと思います。でないと、単年度だとまとまったものが必要になるとやりにくくなると思います。特に、単年度で購入できるものが制限されています。備品購入がいくらだとか、そういう縛りがあるので、実際に地域に必要なものがあれば、それは認めてあげて、地域に必要なものを作っていくという形であれば、剰余金ではないと思います。

---

（宇山委員） お金の使い勝手という資料がありましたが、今、そのことを詰めていくと要件緩和の一つになるのかなと受け止め

---

ておりました。ただ、そうなると、私も住民センター運営委員をやっておまして、住民センターは1円も残してはいけなく剰余金もダメで、自治連もお金をいただいております、これもお金を1円も残さないできちんと返している。そういうルールになっている。それが認めてもらえるのならいいなといつも思っておりました。このルールが崩れるとどうなるかと思いました。

（中川委員） 適正な会計処理をするというのは当然のことですから、その結果、余剰金が出るという事であればそれは認めるべきでしょうね。

（中岡座長） 市の方の見解を聞きたいのですが、交付金という制度の中で、次年度への繰り越しとか、基金を設けるというのは可能なのでしょうか。

（事務局） 今のところの規則としては、繰り越せることにはなっておりません。ただ、宇山委員のおっしゃった内容は補助金として制度としてあるという事で、私たちが今関わっているのは交付金ということで一括でお渡ししているもので、他の自治体でやっているところも繰り越しを認めているところも稀にありますが、自治体の全国の状況を調べた中では、返還して単年度ごとになっているのが現実ではあります。

（中川委員） 補助金のはっきりした事業に基づいて補助するということですが、交付金は一括ですから目的を定めなくてやるものですから、補助金とは性質が違いますね。

（中岡座長） 市の方で交付金というのは、他には一切出していないのですか。この制度だけですか。

（伊藤市民環境部長） 基本的に今の財務規則上は、今、手元には持っておりませんが、基本的にはできないと私は認識しております。

（中岡座長） ただ、これに関与している方はみなさん、繰越や基金を認めてくれればその方がいいというお考えでしょうか。

（谷井委員） 決して不可能なことではないような気はしますが。

（嵐委員） ただ、自分の地域では、百数十万の交付金が出るという事で、各部会から事業活動と予算とこれを全部出してもらっていますが、どうしても足りない、赤字になってしまう。

	そんなにあまるほどの余裕はないですよ、それが実態だと思います。
（中岡座長）	余った場合の話です。
（谷井委員）	余るといふか、余すという事ですね。意図的に。
（中岡座長）	この次年度繰越あるいは基金として積み立てる、この辺に反対の意見はございませんか。
（嵐委員）	出来るのであればそうしてほしいと思います。
（中川委員）	本来の議題ではないので、私の方からの要望という事にしてほしいと思います。
（中岡座長）	この会としても、要望として単年度決算ではなくて、そういう方がありがたいという事を報告書に載せましょうか。

#### 4. 報告書の作成スケジュールについて

（中岡座長）	という事で予定した一応議題というのはそんなところですが、それ以外に大事な点を見落としているという事はないでしょうか。となるととりあえず次の次第の報告書の作成スケジュールについて、資料がついていますので、説明をお願いします。
（事務局）	<b>【資料4 報告書の作成スケジュールについて説明】</b>
（中岡座長）	終わりの方は、16日に最後の会議という事で、これは報告書のたたき台に関して、最後の修正がどの程度必要かというそれが主な議題となります。新しいことを検証するという時間はないと思います。そうすると、7日までにみなさんのお手元に報告書の原案が届かないと、ご意見を聞くという余裕がないということになります。あと、報告書を取りまとめるうえで何かこんなことを注意しなければなどないでしょうか。

#### 5. その他

（中岡座長）	もう、予定の時刻は過ぎてはおりますが、どうでしょう、傍聴されている方の中で、今日の議論聞いてあるいは報告
--------	--

---

書の中に入れてほしいことなど意見をお持ちの方がいらっしゃればどなたかお1人発言していただければと思いますけれども。

---

（小川委員） できれば、美山町で住民協働組織設立当初から活動されている中村さんをお願いしたいのですが。

---

（中岡座長） ご指名という事をお願いします。

---

（傍聴人）  
美山小校区  
ふれあい会 中村会長

最初ここに来た時には、この組織がみなさんの意見で廃止されるのかどうかと心配もたくさんしましたけれども、少し論点がずれたりしておりますけれども、いい方向に向かっていただいたなという事が1つと、今残っている地域にどう組織を作っていくかという事を意見交換していただければなという事も1つありました。それから、担い手については、今、自分たちがやっておりますけれども、やはり、行政のサポートが入って、その後1人前になっていくというのがいいのかなと、自分たちもそうでした。組織の規約だとか流れを作るのに行政にも中に入っていたかかないと住民だけではできないかな、というのが1つあります。それから、市民への周知について、市民の方が5年やっても知らないのが何でかなと思います。自分たちの地域でも5年間毎月会報を出しておりますけれども、この美山の統計を見ると知らないという人が多いということになっていて、なぜかという、通り一遍で回覧板を見ていないというのが1つと、町内会の会長のアンケートとなっておりますが、1年で代わる会長はあまり関心がないので目を通さないというのも1つあるのかなとも思います。報酬については、これは行政の意向があって、実費弁償という方法も報酬になります。ですから、実費弁償という科目を設けていただくというのが私たちの要求でした。それで23年度からいただいていたのは、実費弁償という規約を作っていたいていましたけれども、市の方の分類では報酬となっていましたので、この報酬というのは、市の税金をいただいていますので、報酬というのはあくまでもよくないというのは自分達でも知っております。けれども、何らかの実費弁償をしないとこれからの担い手は来ません。

---

---

大方は仕事をリタイアした人がやっていますが、リタイアした人がボランティアでやっていますが、やはり担い手を見つけるのにはこの報酬をしない限り、実費弁償をしない限りは、なかなか担い手が見つからないというのがこれからだと思います。それから余剰金については、やはり税金を扱っている訳で、公金を扱っているわけですから、そして、補助金と違いまして、毎年、毎年入るわけですから、別にその余剰金というのは、私たちは今までやってきて余剰金は返すべきだと、あくまでも税金ですからこれを積んでいくとなると色々な目で見られて、これは組織が成り立っていかなくなっていった廃止という方向に向かう1つの材料にもなってしまいますので、余剰金というのは、苦勞して余っているお金であっても戻すべきだというのが私の思いです。そういうところです。ありがとうございました。

---

（中岡座長）

ありがとうございました。余剰金は、この会としては繰り越してもいいのではないかという方向が出ましたので、とりあえずは報告書にはその方針を書いて、次回最後の会で、どうするか詰めたと思います。また、今の発言の中でこの協働組織が市民に全く認知されていない、これはアンケートでも明らかになっているのですが、私が思うには、町内会の行事と協働の事業というのが住民の側では区別されていないのだと思います。というのは、例えば道路を目の前にした時でも、それが市で管理しているのか道で管理しているのか国で管理しているのか、誰も意識なんてしません。それは道路です。ですから、何か色々な行事をやった時に、これは町内会主催なのか協働組織があって初めて出来ている事業なのかという事は多分意識しないだけでないかなと、その辺は周知した方がいいので市民への周知方法についてにちょっと余計なことを書いているのですが、まあ、そのことをいま議論をしようとは思いませんので、そんなに協働組織だけが知られていないということではないと私は理解しておりますけれども。では、まずはいい原案が作成されることを期待して、第4回を締めた

---

と思います。どうもありがとうございました。

---

## 6. 閉会